

令和元年度第3回東久留米市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和元年7月31日（水）14:00～15:00	
開催場所	東久留米市役所7階 702会議室	
出席状況	委員	藤井会長、新井委員、吉野委員、依田委員、小池委員、梅本委員、有賀委員、番場委員、蛭間委員、吉川委員、佐野委員、小原委員（14名中12名）
	市	（事務局）道路計画課長、道路計画課職員3名
	傍聴者	2名
次第	1 開会 2 会議録署名委員の指名 3 議事 （1）運行計画の決定について （2）東久留米駅西口、東口の乗降箇所について 4 その他 5 閉会	
議事録	<p>次第1 開会 会長が開会を宣言。要綱第5の5の規定により、本会議は成立していることを報告（14名中12名の出席）。</p> <p>次第2 会議録署名委員の指名 会長より会議録の署名委員を指名。</p> <p>次第3 議事 （1）運行計画の決定について 【会長】事務局の説明を求める。 【事務局】資料No.1（運行計画の決定について）、資料No.2（道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書（案））に沿って、第2回地域公共交通会議において協議し、調った運行計画について説明。 【会長】質問やご意見はあるか。 【委員】（質問なし） 【会長】それでは、次回会議にて道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書を作成してよろしいか伺う。 【委員】（異議なし） 【会長】それでは委員の皆様の了解を得られたので、次回の会議で、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明を行う。</p> （2） 東久留米駅西口、東口の乗降箇所について 【会長】事務局の説明を求める。 【事務局】資料No.3（東久留米駅西口、東口の乗降箇所について）をご覧頂きたい。まず西口から説明させていただく。西口駅前ロータリーにおけるバス、タクシーの乗降場の配置状況については、バスのスペースが4箇所設けられており、うち、1箇所は降車専用、もう1箇所	

は待機専用となっている。タクシーについては、駅正面に乗り場が1箇所その他、ロータリーの中央にタクシープールが設置されている。写真は、7月18日の午後1時に撮影したものであるが、タクシー乗り場の前では1台のタクシーが待機している状況である。東久留米市デマンド型交通は、利用対象者の9割弱が70歳以上の高齢者であることや、デマンド型交通は予約があった場合のみ迎えに行くシステムであり、常に車両が待機をしているといったことがないため、事務局としては、デマンド型交通の乗車箇所を、駅に近いタクシー乗り場における上屋の外れ、2台目の待機スペースを利用できないかと考えている。

続いて、東口について説明させていただく。東口駅前ロータリーにおけるバス、タクシーの乗降場の配置状況は、バスのスペースが4箇所設けられており、うち、2箇所は降車専用となっている。うち1箇所の待機場所についてはロータリーの中央に設けられている。タクシーについては、駅正面に乗り場が1箇所その他、ロータリーの中央にタクシープールが設置されている。

東口についても、デマンド型交通の乗車箇所を駅に近い、タクシー乗り場における2台目の待機スペースを利用できないかと考えている。

また、デマンド型交通の乗降箇所には、目印として歩道上の赤く囲った部分に路面ステッカーを貼らせていただきたいと思います。降車場所については特に指定せず、タクシーのように、ロータリー内で柔軟に対応をできればと考えている。

すでに、駅前ロータリーを使用しているバス、タクシー事業者及び道路管理者、交通管理者の見解を伺いたい。

【会 長】 それではまず道路管理者のご意見はいかがか。

【委 員】 まず本件については、運行事業者が決定した後に、既存の交通事業者と別途調整をしていただきたいと思います。

また、利用者のニーズ等は今後把握していくものと考えられるが、視覚障害者誘導ブロックや切り下げの設置などを行っていく場合、道路法上の手続きが必要になるため、事務局にはご承知おきいただきたい。また、路面ステッカーの貼付けにも同様に手続きが必要になる。素材については歩行性を考慮し、滑りにくいものを採用していただきたい。

【事務局】 ご意見について承知した。現在のロータリー機能の支障にならないよう、また路面ステッカーについては素材を考慮し進めてまいりたい。

【会 長】 私からも質問させていただくが、今回提案の乗車場所について、車道と歩道の段差は何センチ程度あるのか。

【事務局】 西口の乗車場所については15センチほど段差がある。段差なく乗車されたい場合は、1台目の待機スペース後方にある切り下げ部より車道へ降りてもらふこととなる。東口については、提案している乗車場所がちょうど切り下げに当たるため、段差はない。

【会 長】 了解した。タクシー事業者からのご意見はいかがか。

【委 員】 デマンド型交通は予約に応じ運行していくとのことだが、乗車場所

で早めの待機を行うことによって、タクシーのお客様への影響が懸念される。また、車両については長時間の停車は避けていただきたいが、いかがか。

【事務局】 デマンド型交通は予約があった場合のみ、予約時間に合わせて迎えに行くため、駅前でお客様を待つタクシーのように、乗車場所に継続的に車を着けておく必要はないことから、既存のタクシー事業の支障にならないと考えている。予約のあったお客様に対する待ち時間は、今後決定する運行事業者と調整してまいりたい。

【委員】 承知した。降車場所は柔軟に決定するという事は良いと思うが、乗車場所については提案の箇所以外は難しいのか。

【事務局】 利用登録対象者（高齢者、子育て世帯）を考慮すると、出来るだけ駅に近い場所が望ましいと考えられることから、2台目のタクシー待機スペースの活用をさせていただきたいと考えている。

【会長】 バス事業者としてはいかがか。

【委員】 長時間ロータリー内に滞留することがなければ、バス事業者としては支障にならないと考える。今後、運行事業者が決定した後はルール決めをしっかりとやっていただきたい。

【会長】 運行開始前だけでなく、開始後も実態を把握し、既存の交通事業者と運行事業者での調整をお願いしたい。

【事務局】 承知した。

【会長】 交通管理者としてのご意見はいかがか。

【委員】 ロータリー内に長時間駐車する場合は、交通の支障となる恐れがある。例えば駅周辺にデマンド型交通専用の待機場を作る考えはないか。

【事務局】 今後の利用状況を注視し、必要があれば検討していきたいが、現在の所その考えはない。

【委員】 承知した。また利用状況を鑑みて必要であれば、待機場としてタクシープールの一部を活用することも検討されてはいかがか。

【事務局】 今後、利用状況を注視しタクシー事業者等と調整を行って参りたい。

【会長】 本デマンド型交通としては、利用者の目的は通院や買い物など日常の外出であるかと考えられる。利用状況を注視し、拠点の確保が必要であれば、事務局において検討いただきたい。場合によっては、各施設付近での待機なども検討していく必要があるかもしれないので、事務局にはご検討いただきたい。その他の委員でご意見のある方はいるか。

【委員】 当日のキャンセル等も想定されるが、その際の連絡体制についてはしっかりと対応してほしい。また、タクシープール等を活用される場合、乗車場所もタクシープール上に変わるのか。

【事務局】 キャンセルの方法についても、今後周知していく中でわかりやすく説明してまいりたい。また、デマンド型交通の乗車位置は、あくまでもお示しした資料の乗車箇所として考えている。

【会長】 その他ご意見はないか。

【委員】 予約後にキャンセルをされた場合、キャンセル料等を徴収するのか。

【事務局】 今の所、そういった考えはないが、今後状況を注視してまいりたい。

【会長】 他自治体の事例として、利用者が仮予約のような形で次々に予約を

とっていくことで、結果的にキャンセル率が 20%程度まで増加し、その後利用時のマナーについて周知を行い、キャンセル率が減少した事例があった。また別の自治体においては実際にキャンセル料の徴収を検討されているところもある。この件について、正解はないと考える。事務局は利用者に対し丁寧な説明をし、極力キャンセルが出ない仕組みを考えていくようにしていただきたい。

引き続き事務局においては、運行事業者決定後に各交通事業者と協議することを前提とし、乗車箇所については、資料No.3 の位置を基本とする。降車については、駅ロータリー内で柔軟な対応とする。関係各位においてはよろしくお願ひしたい。

【委員】（異議なし）

次第 4 その他

- ・ デマンド型交通運行に関する周知方法について報告。
※ A 3 両面印刷のチラシを配布予定
(資料は、現在作成中の素案であるため、机上配布のみ)

会長及び委員からの指摘事項は以下の通り。

- ・ 見やすいデザインを心がけてほしい（配色、文字サイズ、フォント、文字間サイズ、画像やイラスト等）
 - ・ 利用者に必要な説明や、必ず読まなくてはいけない部分を強調させるべき
 - ・ 予約が重複した場合は配車が出来ない旨を周知するべき
- ・ 次回の議事と会議の日程連絡を行う。
- 議 事：「東久留米市デマンド型交通（運行車両）の愛称選考結果について」
「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明について」
- 開催日時：令和元年 8 月 2 8 日（水）午後 2 時から

次第 5 閉会

閉会：午後 3 時 0 0 分